

高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和2年9月高山村条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(配慮事項)

第4条 条例第9条に規定する配慮事項は、別表第2に掲げる事項とする。

(事前協議)

第5条 事業者は、条例第10条に規定する事前協議をしようとするときは、事前協議書（別記様式第1号）に次の各号に掲げるものを記載して提出することとする。

- (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地及び連絡先）
- (2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (3) 事業区域の所在地番、地目及び面積
- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) 地域住民及び近隣関係者への周知の範囲及び方法について
- (6) 周辺景観の保全に関する事項
- (7) 災害の防止に関する事項
- (8) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項
- (9) 事業の廃止に関する事項
- (10) その他村長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により届出した事項に変更が生じたときは、速やかに変更協議書（別記様式第2号）に変更した事項を記載して村長に届出しなけれ

ばならない。

- 3 村長は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知（別記様式第3号）により、事前協議が終了した旨及びその承認の可否を事業者に通知するものとする。

（設置事業の周知及び説明会）

第6条 条例第12条第1項で定める周知及び説明会は、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地及び連絡先）
- (2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) 周辺景観の保全に関する事項
- (6) 災害の防止に関する事項
- (7) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項
- (8) 事業の廃止に関する事項

（設置事業の申請）

第7条 条例第13条第1項の規定による協議は、太陽光発電設備設置事業協議書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第5号）
- (2) 事業区域等状況調書（別記様式第6号）
- (3) 地域住民等説明会報告書（別記様式第7号）
- (4) 地域住民の設置事業同意書（別記様式第8号）
- (5) 誓約書（別記様式第9号）
- (6) 別表第3に定める図書

- 2 条例第13条第2項の規定による変更の届出は、変更協議書に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付し、行うものとする。

(許可の通知)

第8条 条例第14条に規定する通知は、設置事業許可通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

(事業の着手等の届出)

第9条 条例第16条第1項の規定による届出は、設置事業（着手・完了・中止・再開）届出書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による届出は、発電事業（開始・終了・中止・再開）届出書（別記様式第12号）により行うものとする。

3 条例第16条第3項の規定による届出は、事業変更届出書（別記様式第13号）により行うものとする。

(事業に関する遵守事項)

第10条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、設置事業にあっては別表第4に、発電事業にあっては別表第5に掲げるものとする。

(地位の承継等の申請)

第11条 条例第19条第1項の規定による申請は事業者地位承継申請書（別記様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業者の地位を承継する者の住民票の写し（事業者の地位を承継する者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

(2) 太陽光発電設備又は特定太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（地位を承継する者による契約に限る。）

(3) 発電事業終了後の発電設備撤去に関する資金計画（地位を承継する者が作成したものに限る。）

2 村長は、前項に規定する申請があったときは、その許可の可否について地位承継許可通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

3 条例第19条第2項の規定による届出は、管理者変更届（別記様式第16号）により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、高山村職員服務規程（平成2年高山村規程第4号）第6条第1項により交付されたものとする。

(助言、指導及び勧告)

第13条 条例第22条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）通知書（別記様式第17号）によるものとする。

2 条例第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第18号）によるものとする。

(許可の取消し)

第14条 条例第23条第2項に規定する通知は、設置事業（発電事業）許可取消通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

(公表)

第15条 条例第24条第1項に規定する公表は、掲示、広報誌、ホームページ等、その他村長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第24条第2項に規定する通知は、弁明の機会の付与通知書（別記様式第20号）に、公表に関する弁明書（別記様式第21号）を添えて行うものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、第9条から第16条の規定を除き、この規則の施行前に開始された発電事業については、適用しない。

別表第1

抑制区域	関係法令等
農用地区域	農地法（昭和27年法律第229号）
甲種農地	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
第1種農用地	
採草放牧地	
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）
地域森林計画対象民有林	
河川区域	河川法（昭和39年法律第167号）
河川保全区域	
河川予定地	
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害 防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
重要文化財	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
国指定史跡	
名勝	
天然記念物等指定地	
埋蔵文化財包蔵地	
県指定有形文化財	群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）
名勝	
天然記念物等指定地	
村指定有形文化財	高山村文化財保護条例（昭和31年高山村条例第23号）
住宅介在区域	

別表第2

項目	内容
生活環境の保全	<p>1 住宅地に近接する場合や公道に接する場合には、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮する対策をとること。</p> <p>2 設置工事の施工に当たって樹木を伐採する必要があるときは、最小限に留めること。</p> <p>3 隣接住民又は地域住民の生活環境を保護するとともに、周辺の景観を阻害しないよう、設置工事を行うこと。</p> <p>4 設置工事の施工に当たっては、周辺住民及び一般車両の通行の安全確保を図るとともに、工事関係車両、重機等による振動、騒音、粉塵等による被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p>
災害発生の防止及び安全対策	<p>1 土地の形質変更は最小限とし、切土又は盛土により法面、擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講じること。</p> <p>2 崖地の近隣に設置する場合は、排水対策及び崩落防止の措置を講じること。</p> <p>3 雨水又は湧水の処理は、想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防ぐこと。</p> <p>4 雨水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等について、事業者及び管理者が責任をもって対応すること。</p>
隣接住民又は地域住民への対応	<p>1 事業の計画から工事の完了まで、事業内容を説明する標識等を設置し、事業の周知を図ること。</p> <p>2 隣接住民又は地域住民から次の要望があった場合は、事業者の責任においてその要望に応じること。</p> <p>(1) 説明会の開催</p> <p>(2) 協定書等の作成</p>

太陽光発電設備及び事業区域の管理	<p>1 事業区域内の除草、剪定及び清掃を定期的に実施し、周辺環境に影響を及ぼさないようにすること。万が一、周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに対処すること。</p> <p>2 除草剤及び農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。</p> <p>3 太陽光発電事業を廃止する場合は、関係法令のほか、環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、適正に対応すること。</p>
------------------	--

別表第3

図書の種類	備考
1 位置図及び案内図	
2 土地利用計画図（太陽光発電設備の施工図）	縮尺1000分の1以上の図面で、発電設備、緑地（既存及び新設）、防災施設、緩衝施設等の配置等が分かるもの
(1) 土地現況図 (2) 土地造成計画図	縮尺1000分の1以上の図面で、切土箇所、盛土箇所（色分け）、高低差、のり面の勾配角度及び保護措置（擁壁等）の設置状況が分かるもの
4 雨水排水計画図	排水施設配置図、排水計算書、地質調査等に関するもの
5 工作物構造図	排水施設及び事業区域境界付近の防災措置、緩衝施設等の詳細が分かるもの
6 公図及び地籍図	公図には、近隣関係者として事業

	の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること
7 事業区域内の登記事項証明書	副本は、写しの添付によることができる。
8 条例第8条第3項に規定する看板を設置したことが分かるもの	カラー写真とする。
9 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の事業計画認定通知の写し	事業計画認定通知の申請者及び発電事業者情報が事業者等と同一であること。
10 資金計画	設置事業、発電事業及び撤去費用に関する資金計画
11 下請人名簿	設置事業及び発電事業について一部の業務を別の者に委託する場合、その全ての者の氏名、住所、連絡先（法人にあっては、法人名、代表者名、所在地、連絡先）を記載すること。
12 他の法令による許可、認可等を受けている場合には、その写し	
13 その他村長が必要と認める図書	

別表第4

設置事業に関する遵守事項

関連法令等の遵守	電機事業法(昭和39年法律第170号)	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定(設備認定)及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法(昭和27年法律第180号)	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。
		工事に使用する道路に関して、道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原型復旧すること。
事業の確実性	土地及び建物の使用権又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化		事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。

確化	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に侵入できないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	<p>1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。</p> <p>2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出がされているか又は手続上支障がないこと。</p>
	太陽光発電設備による騒音及び振動の対策	<p>1 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音及び振動に関して、地域住民と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。</p> <p>2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出がされているか又は手続上支障がないこと。</p>
	太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置）を講ずること。
	パネルの反射光対策	太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、地域住民と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。
	道路の視界確保	道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。

緩衝帯の設置	<p>事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯を設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上 2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上 3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上
山林の保全	<p>山林の伐採は、最小限に留めるようすること。</p> <p>可能な限り現状の地形及び植生を残す工夫をすること。</p>
緑化施設の設置	<p>造成を行う場合には、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の路用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保存された樹木をいう。以下同じ。）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 造成面積が2,000平方メートル未満の場合 10パーセント以上 2 造成面積が2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 20パーセント以上 3 造成面積が10,000平方メートル以上の場合 30パーセント以上
樹木を含む事業区域内廃	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、

	棄物の適正処分	腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅 力 あ る 景 觀 の保全	景観への配慮	宅地等開発地の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	自然の景観への配慮	自然環境、自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
		農村景観や自然の景観を損なわないよう努めるとともに、自然の保全に努めること。
		尾根線上や高台への設置はしないこと。
		設置高は、接地面から2.5メートル以下とする。
	植栽等による対策	太陽光発電設備を設置する場合において、地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩で、低明度、低彩度色とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。

災害の防止（防災安全対策）	造成計画の調査及び設計	<p>1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。</p> <p>2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。</p>
盛土、切土工事に関する安全対策及び崖地対策		造成により、盛土、切土及び崖等が生じる場合には、災害が発生しないよう適切な工法により工事をを行うこと。
雨水対策		<p>1 事業区域内から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が適切に排水するように雨樋の設置、碎石敷の設置等の対策を講じること。</p> <p>2 事業区域外に明らかに雨水が流出すると村長が判断した場合には、村長が指定する雨水対策を講じること。</p>
湧き水対策		事業区域内に湧き水が発生している場合には、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。
事業区域と道路の接続		事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。
工事車両等に対する安全対策		<p>1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際には、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講じること。</p> <p>2 地域住民等から更なる安全対策について</p>

	要請があった場合には、誠意をもって対応すること。
工事期間中の安全対策	<p>1 工事期間中は、第三者が事業区域に侵入しないよう措置を講じること。</p> <p>2 工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。</p>
支持物(架台、架台基礎等)の安全確保対策	<p>太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず、日本産業規格JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定する強度を有し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。</p> <p>ただし、村長が村の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。</p>
	<p>太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎又は杭基礎（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第93条に規定する国土交通大臣が定める方法により安全性確認がされたものに限る。）とし、簡易的なものでないこと。ただし、村長が村の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。</p>
地域住民等との共生	<p>環境、景観、防災等の点で特に問題が発生しやすいことから、事業着手届出書提出前に事業内容を近隣関係者等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。</p>
工事に伴う苦情及び要望	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要

への対応	望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講じること。
異常又は災害発生時の対応について	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合には、迅速、かつ、誠実に対応するとともに、要請があれば説明会や戸別訪問等を行い、要請等がなくても速やかに村及び地域住民等に連絡して、住民等との協調を保つよう対応すること。
設置事業に関する看板の設置	条例第8条第3項に規定する看板を、事業区域内の見やすい場所に設置すること。

別表第5

発電事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	維持管理に関する法令及び条例等を遵守すること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検 1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等により定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。 2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（JEMA／JPEA制定）」により行うこと。	
事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。	
除草剤の散布による周辺への影響の防止	除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。	

		2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、原則除草剤を使用しないことが望ましいが、やむを得ない場合にはそれぞれの関係者と十分に協議すること。
管理上通路の確保		事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ることに支障がないこと。
設置した施設等の維持管理	1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理をすること。 2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故が起こらないよう適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう出入口に施錠措置を講じること。
発電事業に関する看板の設置		災害発生時などの緊急の場合に連絡が取れるよう、条例第17条第2項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。
異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）が発生した場合には、直ちに対処するとともに、状況及び対処について村及び地域住民等へ連絡すること。
	災害発生時の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合に

	は、早急に対処するとともに、直ちに村及び地域住民等に連絡すること。
緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情及び要望等への対応	発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、その者に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講じること。
撤去及び廃棄	<p>1 事業者は、太陽光発電設備の撤去及び廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けた内容により行うこと。</p> <p>2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。</p>